



相続税の申告書 第11・11の2表の付表4

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択
特定計画山林についての課税価格の計算明細

					被相続人					
この表は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した立木又は土地等について、特定計画山林の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、この表は、この特例の適用を受ける特定計画山林相続人等ごとに記入します。					特定計画山林 相続人等					
1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細 この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。										
選択した特定森林経営計画対象山林	森林経営計画の認定年月日		所在場所	立木・土地等の別	面積 (ha)	① 立木又は土地等の価額 (円)	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額(円)	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (円) $(2 \times \frac{5}{100})$	④ 課税価格に算入する価額 (円) (①－③)	
	認定番号									
	合計			立木						
				土地等						
合計						A				
(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。 2 ④欄の金額を第11表の付表1又は付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。 3 上記の「森林経営計画の認定年月日」欄及び「認定番号」欄は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。										
2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細 この欄は、特例の対象として特定受贈森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。										
選択した特定受贈森林経営計画対象山林	贈与年月日	森林経営計画の認定年月日	所在場所	立木・土地等の別	面積 (ha)	① 立木又は土地等の価額(円)	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額(円)	③ ②の価額から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額(円)	④ 課税価格の計算に当たって減額される金額 (円) $((2-3) \times \frac{5}{100})$	⑤ 課税価格に算入する価額(円) (①－③－④)
	届け出た税務署名	認定番号								
	署									
	署									
	署									
	署									
	合計			立木						
土地等										
合計						B				
(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。 2 ③欄は、特定受贈森林経営計画対象山林を令和6年1月1日以後の贈与により取得した場合に記入します。なお、選択した特定受贈森林経営計画対象山林を特定贈与者である被相続人から贈与により取得した年中に、その被相続人から贈与により取得した他の財産（②欄以外の立木又は土地等を含みます。）がある場合には、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除額から当該他の贈与財産の価額の合計額を控除した残額（当該合計額が当該相続時精算課税に係る基礎控除額以上のときは0）を記入します。また、第11の2表1のその年分の④欄には、同表1③から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額から、この表のその年分の③欄の金額の合計額を控除した残額を記入します（この表のその年分の③欄及び第11の2表1のその年分の④欄の金額の合計額は、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除額と一致します。）。 3 ⑤欄の金額をその人の第11の2表2の②の「価額」欄に転記します。 4 上記の「森林経営計画の認定年月日」欄及び「認定番号」欄は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。 5 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。										
3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額 この欄は、全ての特定計画山林相続人等の「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。										
A＋B					円					
(注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑨欄の価額を上記「A＋B」の金額を限度として、特定（受贈）森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。										